

災害時における情報提供のあり方について

関東地方整備局利根川上流河川事務所 防災対策課 近藤 誠

1. はじめに

我が国は、自然的・社会的環境から洪水等による災害を受けやすく、このため毎年のように豪雨や台風による洪水被害が全国各地で発生している。

最近では昨年の台風14号や一昨年の新潟・福井豪雨が記憶に新しい。

このような多発する自然災害から地域を守るためにスーパー堤防をはじめとしたハード面の整備を鋭意行っているが、思うように進まないのが現状であり、自然災害を100%防ぐことは不可能である。そこで、被害を最小限に抑えるために、正確かつ迅速な情報伝達や情報提供が重要になってくる。

本発表では、このような背景の中で今後の災害時における情報提供のあり方について、利根川上流河川事務所の取り組みを交えて提案を行う。

2. 災害時の情報とは

災害時の情報とはどんなものがあるのか。ここでは洪水時における情報について整理しておく。

まず、よくテレビで目にするのが「**大雨洪水注意報・警報**」。これは気象庁が発表するもので「〇〇県南部」などとある地域（いわゆる面）を対象に行う。これによく似たものが「**利根川〇流部洪水注意報・警報**」。これは気象庁と国土交通省が共同発表するもので、河川の特定の区間（いわゆる線）を対象に行う。

また、河川管理者が水防管理団体に対して発令する「**水防警報**」、自治体が住民に対して発令する「**避難準備・勧告・指示**」がある。

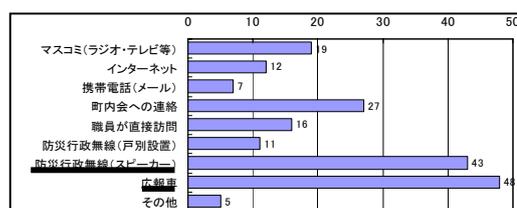
この他に、行政サービスとしてインターネットなどで施設被災等の河川状況を情報発信する「**河川情報**」がある。

3. 情報伝達の問題点

災害時の情報は各種法律に基づき関係機関（都県、市区町、報道機関等）に伝達され、住民に周知されることになっているが、実際は必要な情報が住民まで確実に伝達されているとは言い難い。そこで、その問題点を整理してみる。

3.1 伝達の手段

昨年度、利根川の浸水想定区域にある自治体に情報の伝達（避難勧告・指示）に関するアンケート調査を行った。結果は、町内会への連絡、防災行政無線、広報車と言



住民への伝達手段で用いているものは？

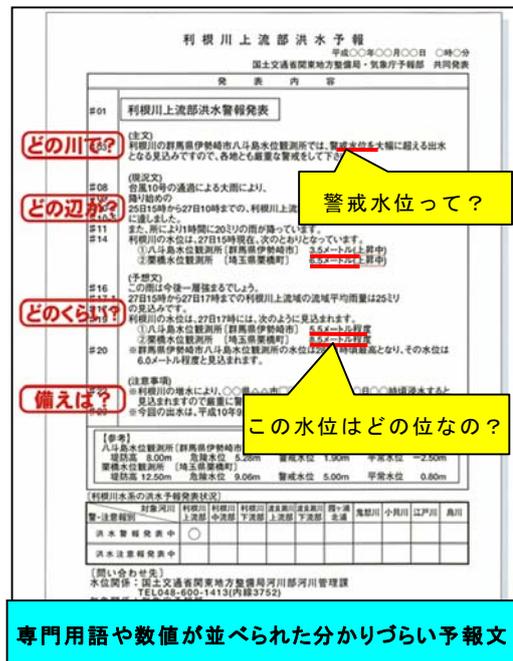
う回答が大半を占めた。しかしながら、一昨年の新潟・福井豪雨などでは、「電話が混乱してつながらない」「広報車や無線の音が聞こえない」という問題点がマスコミ等で大きく取り上げられたことは記憶に新しい。

3.2 分かりづらい情報

例えば、気象庁と国土交通省で共同発表する「利根川〇流部洪水注意報・警報」について放送されたテレビ画面をあまり目にしたことがないのではないかな。

このことについて、いくつかの報道機関と意見交換を行う中で、確かに気象庁や都県からは FAX は送られてくるが、送られっぱなしで「**どれだけの重要性・緊急性があるのかという判断が出来ない。**」「**用語や数値が分かりづらく放送出来ない。**」

と言う声が聞けた。すなわち、報道する側が意味を理解できなければ放送することはできないということである。確かに、定型文を素直に放送すると、例えば「利根川の八斗島水位観測所では危険水位を超える恐れがあり、8時頃には水位が5mに達する見込み」というような感じになるが、視聴者（住民）からすれば、「八斗島ってどこ?」「危険水位ってなに?」「5mってどれくらいの水位?危険なの?」と言うことになり、かえって混乱を招くことにもなりかねない。



3.3 欲しい情報とそうでない情報

報道機関を通じて各種情報を提供したとしても、それが必ずしも住民にとって必要な情報とは限らない。NHK や地域民放などの報道機関は広域的な情報を扱っているため、災害時にはどうしても「広く浅く」の情報を流すことになる。しかしながら住民は、「自分の近くの堤防がどうなのか?」など地先の情報が欲しいわけで、例えば、栗橋町の住民に対し大宮や秩父の情報を伝えても仕方がないということである。平成16年の中国地震の時は、ラジオしか頼るものがなく、避難所で放送を聞いて情報収集していたが、被害が広い範囲で起こっていたこともあり、自分の地域の情報がなかなか放送されない。(長時間聞いているうちに電池が切れて本当に欲しい情報が入らない) という事態もあったようである。

4. 今後の情報提供のあり方

前項の問題点を踏まえて、今後の情報提供のあり方について考えてみる。伝達の手段については、これまでの電話連絡網、防災行政無線、広報車の他に報道機関を活用した伝達が有効と考える。放送法によれば、「放送事業者は

被害を軽減するために役立つ放送をしなければならない」となっており、災害時に放送することは報道機関の責務と云っていい。それをうまく活用することが出来れば早く広く住民に情報を提供できることになる。

ただし、災害時は停電も予想されるため、電気のいらぬラジオが情報提供の手段として一番有効であると言える。

4.1 分かりやすい情報の提供

報道機関を利用するには分かりやすい広報、情報提供が必要となってくる。これまでのように単純に定型様式を FAX して終わりではなく、情報を出す側も緊急性や重要性を整理し、極力専門用語を使わないようにした情報提供を心がける必要がある。特にラジオの場合は画面がない分、言葉だけで住民が理解できるように工夫しなければならない。例えば前項の定型文に対しては、「群馬県伊勢崎市にある八斗島水位観測所では、氾濫の恐れがある水位を超える恐れがあり、8時頃には2階の屋根に相当するくらいの水位になる見込み」といったように数値や専門用語に補足をつけてあげると良い。

4.2 欲しい情報の提供（地域コミュニティー放送の活用）

より細かい地域の情報を提供するには、地域コミュニティー放送（CATV、コミュニティーFM）を活用する方法がある。最近では自治体が出資してコミュニティー放送を立ち上げる事例も多く、災害時の情報伝達ツールとして注目されている。コミュニティー放送の利点は地域に特化した放送をしていること、災害弱者と言われるお年寄りが普段から利用していることにある。また、広域放送とは違い、地域の情報を流すため、自分に必要な情報を入手することができる。群馬県太田市にある「おおたコミュニティー放送（FM 太郎）」は太田市と災害に関する協定を結んでおり、この放送しか受信できないラジオが使いやすいと言うことでお年寄りを中心によく売れている。



FM太郎専用のラジオ

お年寄りを中心に約2

万台売れている。

報道機関は各種法律により、情報を提供・周知する義務があるが、我々情報を提供する側（説明責任のある立場）として、常に受け手側を意識しておくことが重要である。

5. 利根川上流河川事務所の取り組み

これまでの問題点や今後のあるべき姿を踏まえ、当事務所では次のような取り組みを行っている。



アナウンサーとのインタビュー訓練



ラジオでのインタビュー訓練

5.1 広報訓練

分かりやすい広報・情報提供を行うために年に数回広報訓練を行っている。これは、実際にテレビカメラを前に本物のアナウンサーとインタビュー形式で訓練を行うものであり、質問に対し図表等を使いながら分かりやすい言葉で伝えることが出来るか、本番でも緊張しないよう広報するという目的で行っている。併せてラジオによるインタビュー訓練も行っており、図表等が使えない状況で、いかに受け手に分かりやすく伝えることが出来るかという訓練である。

また、分かりやすい災害用語についても勉強会や講習会を随時実施している。

5.2 報道機関との連携

当事務所が持っている情報（施設の被災情報等）を住民に早く正確に伝えることは重要である。通常は都県を通じて関係市町村へ送られ、それが住民へ伝達される情報も緊急性のあるものに関しては、直接報道機関を通じて住民へ伝達することも考えられる。既に本局では幾つかの地方FM局と緊急放送に関する協定を結んでおり、今後も広く展開していく予定と聞いている。このことにより、各事務所で持っている情報は本局を通じていち早く広域の住民に発信することが出来るようになった。さらに、より地域に密着した情報を発信するために前項でも述べた地域コミュニティ放送と協力体制を構築すべきと考えている。当事務所では今年3月9日に「おたコミュニティ放送（FM 太郎）」と緊急放送に関する協定を締結し、当事務所で行う訓練に合わせて実際に放送する訓練も行った。また、情報提供のあり方や実態を把握するため、NHKをはじめ各報道機関と積極的な意見交換を行っている。



NHKとの意見交換会

さらに、今後の放送形態である地上デジタル放送や今年度から導入された「ワンセグ」などを活用した情報提供を検討していく上でも継続的に情報交換をしていく必要がある。

6. おわりに

いかに早く分かりやすい情報を提供しても受け手の意識が低ければ被害の軽減にはつながらない。具体的に言うと避難勧告を発令しても実際にすぐ避難を開始する人は約5割しかいないというデータもある。「どうせ大丈夫だろう」という危機意識の低さから来る結果の表れである。今後は、災害時の情報提供のあり方を検討していくと同時に平常時からの災害情報の提供についても検討していく必要があると考える。また、各自治体のコミュニティ放送に対する関心も決して高いとは言えないことから、このような機会を通じて、当事務所の取り組みや地域コミュニティ放送の利点を宣伝し、拡大推進を図る方針である。